

## 豊橋市 争う姿勢

### 第1回口頭弁論

#### 「学校、専門知識ない」

記 西野 友章

浜松市の浜名湖で2010年6月、野外教育活動中のボートが転覆し、愛知県豊橋市立章南中学校1年の私の娘西野花菜(当時(12))が亡くなった事故で、私たちが豊橋市などに損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が4日、名古屋地裁豊橋支部であり豊橋市は全面的に争う姿勢を示しました。

訓練を実施した静岡県立三ヶ日青年の家を運営する小学館集英社プロダクション(東京)と、施設を設置した静岡県は和解を進める方針を明らかにしました。

私が意見陳述し「野外授業で何の落ち度もない娘が命を落とした。生徒の命を守るのは学校を管理する市の責任」と訴えました。

豊橋市側は答弁書を提出し、三ヶ日青年の家に責任があるとして「ボートの転覆は専門の知識のない学校に予想できず、生徒の安全を配慮する義務はなかった」と主張しています。佐原光一豊橋市長は「係争中のためコメントを控える」との談話を出しました。

浜名湖ボート事故の第1回口頭弁論を終え、豊橋市内で会見した私は「豊橋市は教師が生徒を引率する意味を見直してほしい」と語気を強めました。

傍らには娘の遺骨で作る「西野花菜」と記されている手のひら大のプレートを置きました。「一人娘といつも一緒にいられるように」と業者に依頼しました。4日は母親である家内(光美)が膝に乗せて裁判を見守りました。

事故当時は荒天だったがボートの転覆を予想できなかったとする豊橋市の答弁書に、私は「事故をなぜ予想できなかったのか。再発防止のため、司法の場で事実を明らかにし

たい」と話しました。

【2012年7月5日中日新聞参照】



## 豊橋市 全面的に争う方針

浜名湖ボート転覆 賠償訴訟

記 西野 友章

「強い雨の中、訓練は無理と判断し中止していれば事故は回避できた」などとする私たちの主張に対し、豊橋市側は「市に法的責任はない」として全面的に争う方針を示しました。小学館集英社プロダクション側は「心からお詫びする。誠意を持って対応する」とし、和解を申し入れることを明らかにしました。静岡県側も原告の論理構成に一部疑問があるとして請求却下を求めましたが、「指定管理者と責任は共通しており、和解したい」と述べました。

「豊橋市と他の2者の立場が異なることから、次回はそれぞれの考え方を整理し今後の進め方を話合います。

口頭弁論では、私が意見陳述を行い、「子どもの命を守るのは学校だという当たり前のことを、豊橋市は認識してほしい」と述べました。

私は、裁判後に記者会見し、「ボートの中に閉じ込められ、独りぼっちで死んだ娘はつらかっただろう。そんな娘の遺骨を冷たい墓に入れる気がせず、骨で作ったプレート近くに置いていつも3人で暮らしている」と、一人娘を思う気持ちを語りました。

【2012年7月5日読売新聞参照】



## 遺族、豊橋市の姿勢を批判

ボート事故・第1回口頭弁論

記 西野 友章

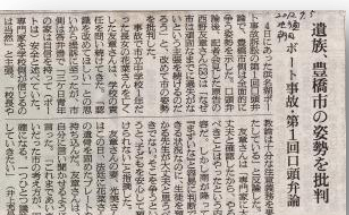
4日にあつた浜名湖ボート事故訴訟の第1回口頭弁論で、豊橋市側は全面的に争う姿勢を示しました。口頭弁論後、記者会見した原告の私は「なぜ市は頑固なまでに過失がないという主張を続けるのだろうか」と、改めて市の姿勢を批判しました。

事故で市立中学の1年だった長女の花菜を亡くした私は、学校の責任を問い続けてきました。「認識を改めてほしい」との思いから提訴に至りましたが、市側は答弁書で「3ヶ日青年の家は自信を持って(ボートは)安全と述べていた。専門家を学校側が信じるのは当然」と主張。「校長や教諭は十分な注意義務を果たしている」と反論しました。

私は「専門家に大丈夫と確認したから、やるべきことはやったという内容だ。しかし雨が降って『まずいな』と容易に判断できる状況なのに、生徒を預かる先生が大丈夫と思ふべきでない。そこを争うという、子どもを安心して預けられない」と指摘しました。

私の妻、光美はこの日、法廷に花菜の遺骨を固めたプレートを持ち込みました。私は自分には言い聞かせるように言いました。「これまであいまいだった市の考えが、明確になる。一つひとつ議論していきたい」

【2012年7月5日朝日新聞参照】



浜名湖の転覆事故訴訟初弁論

## 豊橋市、争う姿勢

浜名湖で2010年6月、県立三ヶ日青年の家（浜松市北区）の手漕ぎボートが転覆し、豊橋市立章南中の女子生徒が死亡した事故で、遺族の私たちが静岡県と指定管理者、豊橋市の3者に計約6800万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が4日、名古屋地裁豊橋支部（田近年則裁判長）で開かれました。

豊橋市は請求の棄却を求める答弁書を提出し、全面的に争う構えを示しました。

指定管理者の「小学館集英社プロダクション」（東京）は和解を前提に、答弁や認否を保留しました。静岡県も原告側の主張をほぼ認め、和解に向けた話し合いを進めて行きたいとの意向を示しました。訴状によると、施設を運営する県と指定管理者は適切なマニュアルの作成を怠り、航行不能になったボートをえい航する訓練も実施していませんでした。

豊橋市に対しては、荒天にもかかわらず中学校の校長や教諭が訓練中止を申し入れず、安全に配慮する義務を怠ったと主張しています。

### 「なぜ過失を認めぬ」

「裁判で争うほどの事象ではないはず。豊橋市はなぜ過失を認められないのか」。私は4日午後、豊橋市内で会見し、市に対する怒りをあらわにしました。これまで「教育活動の主体は学校にあり、教職員には生徒の安全に配慮する義務がある」と繰り返し訴えてきましたが市側は謝罪に応じていません。

責任を認めて和解の意向を示した静岡県や指定管理者を引き合いに出し、一貫して「法的な責任はない」と主張する市の姿勢を批判しました。

会見に臨んだ私は「生徒の命を守るのは学校。落ち度のない命が失われたことを、市は真剣に考えてほしい」と語気を強めました。

## 来年度は公募せず

県立三ヶ日青年の家のボート転覆事故をめぐる、同施設の運営の在り方を検討してきた県教委は4日、指定管理制度を継続した上で、来年度分は公募せず、本年度で期限が切れる現在の指定管理者の小学館集英社プロダクション（東京）を再指定する方向で調整していることを明らかにしました。

安倍徹県教育長が県議会6月定例会の文教警察委員会で説明しました。安倍教育長は「安全を確認した上での指定管理制度の適用が妥当」と述べました。同社の再指定は1年間。

来年度の運営について「安全確認されていない中で指定管理者の公募はできない」と強調。安全確認の完了時期に関しては、マニュアル策定と国土交通省運輸安全委員会の勧告措置完了報告書の提出を条件に挙げました。報告書提出のめどは来年1月で、その後に公募しても引き継ぎ期間が確保できないためと判断したとみられます。

県教委によると、▽専門知識を持つ人材の集めやすさ▽利用者へのサービス向上▽管理費の縮減—などから指定管理制度が妥当と結論付けました。一方で県教委が指定管理者に安全対策マニュアル策定を指導し、定期点検する方針も示しました。

運輸安全委員会は今年1月に公表した調査報告書で、2010年度に県直営から指定管理者に移行した際、引き継ぎが不十分だった点を指摘していました。

【2012年7月5日静岡新聞参照】

